

総 統 企 第 8 1 号  
平成 13 年 4 月 13 日

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

諮問第 271 号  
労働力調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

総務省は、労働力調査（指定統計第 30 号を作成するための調査）について、就業者に関するデータに比べ情報量の少ない失業者や非労働力人口に関するデータの充実を図るとともに、調査の効率的実施を図る観点から、別途統計報告の徴集として年 2 回実施していた労働力調査特別調査を統合し、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえ、検討する必要がある。